

## 議案第 20 号

### 北本市都市公園条例の一部改正について

北本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

### 北本市都市公園条例の一部を改正する条例

北本市都市公園条例（昭和 49 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「100 分の 20」の次に「（前 2 項の規定による建築物と併せて設ける場合にあっては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前 2 項の規定により第 1 項に規定する割合を超える部分の割合を、100 分の 20 から控除して得た割合）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 令第 6 条第 6 項に掲げる場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10（前項の建築物と併せて設ける場合にあっては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により第 1 項に規定する割合を超える部分の割合を 100 分の 10 か

ら控除して得た割合)を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積に関する制限)

第4条の2 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。